

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 27日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県榛原郡吉田町川尻4000番地

氏名 富士フィルム(株)

後藤禎一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0548 - 32 - 7319

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	富士フィルム(株)吉田南事業場		
事業場の所在地	静岡県	榛原郡	吉田町川尻4000番地
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	390億円
③ 従業員数	700人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	燃えやすい廃油	99.667 t
	ph 2.0以下の廃酸	283.387 t
	ph 12.5以上の廃アルカリ	17.440 t
	感染性廃棄物	0.005 t
	廃油	1.843 t
	汚泥	0.150 t
	廃酸	1.348 t
	(これまでに実施した取組) ・エネルギー再生利用による有価物化ルートの開拓 ・資源化を推進するための分別実施	

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	燃えやすい廃油	100.000 t
	ph 2.0以下の廃酸	300.000 t
	ph 12.5以上の廃アルカリ	20.000 t
	感染性廃棄物	0.100 t
	廃油	2.000 t
	汚泥	1.000 t

		廃酸	2.000 t
		(今後実施する予定の取組) 更なる分別検討	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
	①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引火性廃油：部門別に発生した廃油を種類別に分別実施 ・廃酸・廃アルカリ：混合させないよう容器ごと分別を実施	
	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記を継続していく	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類_	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	
		0.000 t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類_	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	
		0.000 t	
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t

①現状		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った特別管理産業廃棄物の量
	0.000 t
(これまでに実施した取組)	
①現状	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行う特別管理産業廃棄物の量
	0.000 t
(今後実施する予定の取組)	
②計画	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項	
【前年度（令和 5 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う 業者への処理委託量

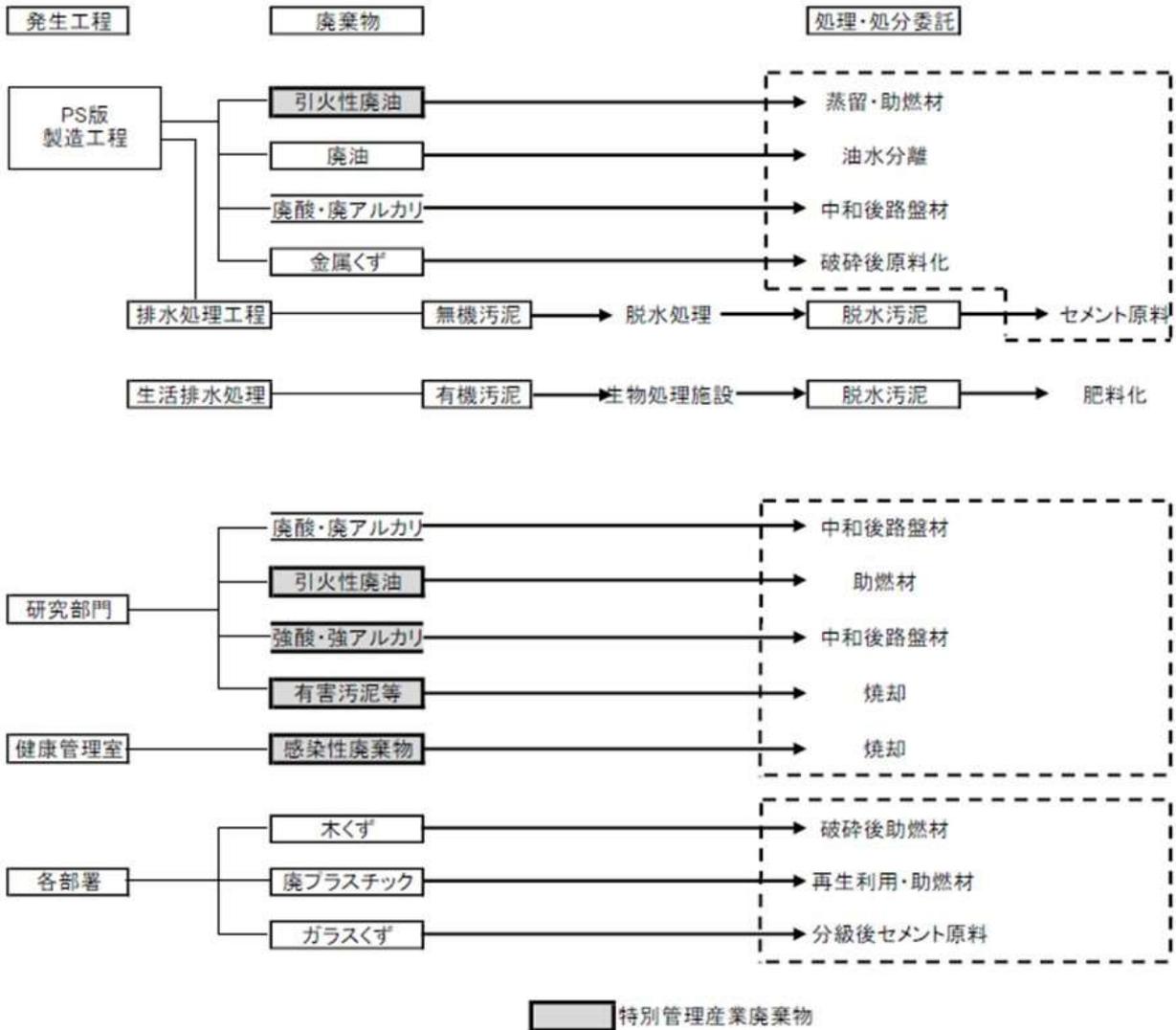
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
①現状	燃えやすい廃油	99.667	93.049	0.000	6.618	199.334
	ph 2.0 以下の廃酸	85.567	283.387	0.000	0.000	368.954
	ph 1 2.5 以上の廃アルカリ	17.440	17.440	0.000	0.000	34.880
	感染性廃棄物	0.005	0.000	0.000	0.005	0.010
	廃油	1.843	0.000	0.000	1.843	3.686
	汚泥	0.150	0.150	0.000	0.000	0.300
	廃酸	0.406	1.348	0.000	0.000	1.754
	(これまでに実施した取組) 引火性廃油のエネルギー再利用有価物化ルートの探索					

		【目標】					
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)	
		燃えやすい廃油	100.000	90.000	0.000	10.000	200.000
		ph 2.0以下の廃酸	100.000	300.000	0.000	0.000	400.000
		ph 12.5以上の廃アルカリ	20.000	20.000	0.000	0.000	40.000
		感染性廃棄物	0.100	0.000	0.000	0.100	0.200
		廃油	2.000	0.000	0.000	2.000	4.000
		汚泥	1.000	1.000	0.000	0.000	2.000
		廃酸	1.000	2.000	0.000	0.000	3.000
	(今後実施する予定の取組) 廃薬品の排出部門による排出量削減を継続						
		【前年度(令和5年度)実績】					
電子情報処理組織の使用に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	403.840 t					
	(今後実施する予定の取組等) 全マニフェスト電子化済みで継続する						
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

→ 廃棄物の流れ
 - - - 委託処理部分の範囲



産業廃棄物処理に係わる管理体制

統括責任者	吉田南事業場長
廃棄物担当者	材料生産本部 事業場運営グループ 環境安全グループ吉長
役割	工場運営会議
	工場環境管理委員会 (IMS委員会)
	廃棄物処理統括責任者
	廃棄物担当者

廃棄物管理組織

